

感謝金の支給

2月13日に支給決定

労働者のみなさん、おはようございます。

1月20日に会社側と事務折衝が行なわれ、昨年年末一時金

で支部と会社側との交渉の中で、会社側から「利益増加分について感謝金の形で支給を検討する」との回答があつた感謝金の具体的な支給内容、また来年度の休日増加案についての正式回答がありました。

合理化推進協力感謝金支給內容

社長より今期一定の利益確保ができた事、新規受注など将来に向けての布石を打つことができた事などに対し、社員の多大なる協力と努力に深く感謝し年間4・8ヶ月で妥結した賞与に加え「合理化推進協力感謝金」として組合員一人当たり8万1千円（基準内給比0・28ヶ月）を支給する事としました。との感謝の文の後、次の金額回答がありました。

総合職（S3・S1） 10万円
 一般職（J4・J3） 8万円
 一般職（J2・J1） 6万円
 支給日は2月15日前後
 支給方法は現金で支給
 （今年度の一時金は実質5・
 08か月となります）

↓新7時間55分(5分延長)
1直 7時30分→16時10分、2直 16時55分→1時
35分
3交替勤務者現行7時間45分
↓新延長無し(現行通り)

日勤者（本社）現行7時間45分→新7時間55分（10分延長）8時45分→17時40分
日勤者（ミラーシステム、オプト）現行7時間45分→新7時間55分（10分延長）8時30分→17時25分

文部 杉上先生が来年度の休日増加について昨年末から会社側と検討をしていた件に関して
1月20日に会社側より次の回答がありました。

年間休日5日増加の回答

尚「契約社員、継続雇用社員等についても相当額の支給を検討している」との口頭での回答がありました。

休日増加に伴う、時間延長の問題は、通院時間がギリギリでいたが、延長されたり間に合わなくなったりなどさまざまな問題が、支部は実験しており、「そうした問題で、一定の配慮も検討している」と申し入れ、今運用については、今いかなければな

特別養護老人施設きらら藤枝一次訴訟勝利和解
「きらら藤枝」5年以上こわたる御支度ありがとうございました

5年以上前に藤枝市八幡にある特別養護老人施設「きらら藤枝」（けんみん共済の県民厚生会経営）で静岡県の監査できらら藤枝の不正内容を内部告発した施設長Mさん（第1次訴訟）とデイサービスセンター長Wさん（第2次訴訟）の2名に対して、イジメを繰り返し、2名を「うつ病」（島田労働基準監督署から労災認定）にさせられたあげく、2名を解雇するという事件が発生しました。

2名は、イジメを受けた直後から静岡ふれあいユニオンに相談し、支部も当時理事長や理事宅（浜松市）への抗議行動や毎月1回の藤枝駅でのピラまき行動に最初から参加し、支援を続けてきました。

一次訴訟のMさんの裁判は、静岡地裁で勝利判決の後、2013年夏に東京高裁で静岡地裁判決を上回る解決金総額（一千万円以上）で勝利和解が成立しました。

今回の二次訴訟Wさんの裁判も静岡地裁で勝利判決の後、原告被告双方が東京高裁に上告し、12月1日にやはり静岡地裁での勝利命令を上回る解決金総額（約五百七十万円）で勝利和解を勝ち取る事ができました。これで「きらら藤枝」をめぐるパワハラ・解雇事件がすべて解決したことになります。

みなさん、5年以上に渡る支援ありがとうございました。
1月27日には静岡市の労政会館にて、「きらら藤枝」解決集
会が行なわれます。